

# 11月の安全運転のポイント 平成23年11月号

夜間は速度を出しやすいことや、危険の発見が遅れやすいことなどから、昼間に比べて死亡事故などの重大な事故につながる危険が増大します。実際、毎年、交通統計を見ても、人身事故1,000件当たりの死亡事故件数は、夜間が昼間の約3倍も多くなっています。そこで今回は、夜間の安全走行について考えてみましょう。

## 速度を抑え車間距離をとる

夜間は交通量が少ないことに加えて、周囲が暗いために走行速度を実際よりも遅く感じやすく、知らず知らずのうちに速度を出し過ぎる傾向がみられます。それが死亡事故等の大きな原因の一つになりますから、夜間走行時はスピードメーターをチェックするなどして速度をこまめに確認しましょう。

また、前方の状況が把握しにくいいため、前車がどんな事情で急停止するか予測しにくくなります。前車との車間距離も十分にとって走行しましょう。



## 夜間の危険な現象に注意する

対向車のヘッドライトを直接目に受けると、まぶしさのために何も見えない状態になります。これを「眩惑(げんわく)」といいます。眩惑されると視力が回復するまでに3~10秒かかるといわれており、大変危険な状態になります。対向車のライトがまぶしいときは、ライトから視線をずらして眩惑されるのを防ぎましょう。

また、自転車と対向車のヘッドライトで、センターライン付近にいる歩行者が見えなくなってしまうことがあります。これを「蒸発現象」といいます。ライトによる夜間特有の危険な現象に十分注意し、危険に備えた運転を心がけましょう。

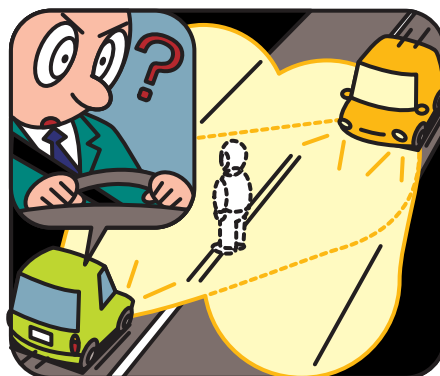
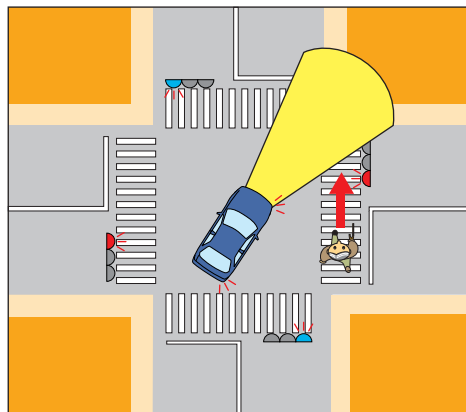


図1 右折時のヘッドライト照射方向

## ヘッドライトが照らさない部分に注意する

ヘッドライトは常に進路を照らし出すわけではありません。例えば、交差点の右折時は、横断歩道の右側部分はヘッドライトが照らしませんから、そこを通行してくる歩行者や自転車(特に無灯火の場合)の発見が遅れやすくなります(図1)。

また、カーブでも同様にヘッドライトが照らさない部分がありますから、そうした部分に歩行者や自転車がいないかどうかをしっかりと確認する必要があります。





## 状況に応じたヘッドライトの切り替え

ヘッドライトの照射範囲は、法令（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第198条）において、上向きで前方100メートル。下向きで前方40メートルと定められています（図2）。安全な走行をするためには、できるだけ遠くまで視界を確保することが重要なポイントになりますから、ヘッドライトは上向きで走行するのが原則です。

では、どのような場合でも上向きにすればよいかといえば、そうではありません。対向車がいる道路でヘッドライトを上向きにすると、対向車のドライバーがヘッドライトに眩惑されるおそれがあります。また、先行車の直後を走行するときにヘッドライトを上向きにしていると、先行車のドライバーがルームミラーに反射したヘッドライトの光に眩惑されるおそれがあります。そのため、他の車と行き違うときやその直後を走行する場合で、他の車の交通を妨げるおそれがあるときは、ヘッドライトを下向きに切り替えるなどの措置をとることが定められています（道路交通法第52条第2項・同施行令第20条）。

したがって、先行車も対向車も少ない場合の郊外の道路や高速道路などでは、ヘッドライトを上向きにして走行し、交通量の多い市街地の道路などでは下向きにして走行するなど、状況に応じてヘッドライトを切り替えて走行しましょう。



## ヘッドライト照射範囲に応じた速度

時速60キロで走行している場合の車の停止距離は約44メートルですが、下向きヘッドライトの照射範囲は前方40メートルですから、時速60キロで下向きの場合は、前方に危険を発見してからブレーキをかけても間に合わないこととなります。

また、高速道路において時速100キロで走行している場合の停止距離は約112メートルですが、上向きヘッドライトの照射範囲は100メートルですから、前方に事故や故障等で停止している車などの障害物がある場合、上向きヘッドライトで発見してからブレーキを踏んでも間に合わないこととなります（図3）。

夜間はヘッドライトの照射範囲内で停止できる速度で走行しましょう。

図2 ヘッドライトの照射範囲

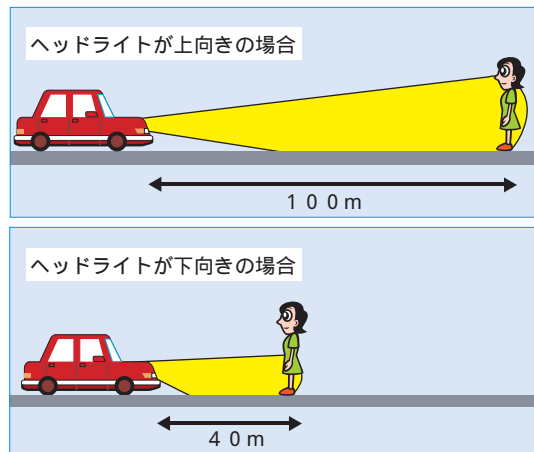
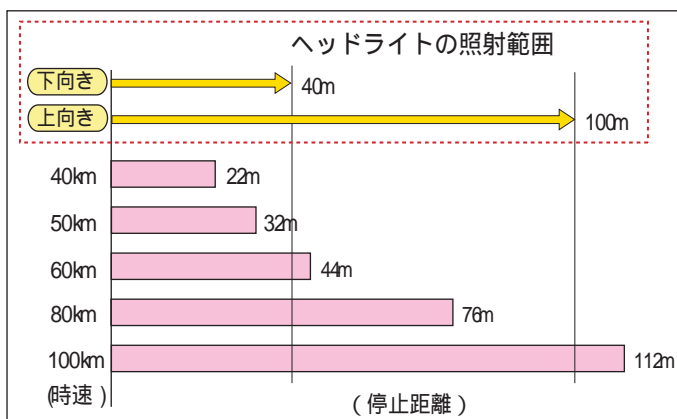


図3 ヘッドライトの照射範囲と車の停止距離



乾燥した舗装路面走行時の目安の停止距離です。

「ご相談・お申込先」